

甲賀市議会政治倫理審査会（第4回） 記録

会議期日 令和8年7月29日（水）
開 会 9時30分
散 会 12時06分
開催場所 甲賀市役所 第1・2委員会室
出席委員 委員長 山岡光広
副委員長 堀 郁子
委員 西村 慧、小倉 剛、福井 進
出席議員 戎脇 浩（議長）
参 考 人 議会事務局長 西野 恵、議事課議事係長 平岡鉄朗、
監査委員事務局長 吉川 寛、市民活動推進課長 築島照和
傍聴議員 岡田重美、瀬古幾司
傍 聴 者 4名
事 務 局 事務局長 西野 恵、係長 平岡鉄朗、主査 鵜飼彩香

委員長（山岡光広） それでは皆さん、改めまして、おはようございます。定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから、第4回の甲賀市議会政治倫理審査会を開かせていただきます。着席させていただきます。

皆さんご承知のように、昨日熊本で、震度7という、地震が発生をしました。ちょうど10年前も、同じようなところでの地震ということで、多大な被害が出ております。心からお見舞い申し上げたいと思います。

本日の政治倫理審査会、第4回目になります。今日は、質問通告を受けた、議会事務局、および本会議の中での議長の議事進行等についてお話をお聞きするとともに、第2部としては、本会議の中で、当時答弁をされた総合政策部長および当時の担当課長にお聞きしたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお聞きしたいと思います。

傍聴人の皆さんにお伝え申し上げます。傍聴人の皆さんには、お手元に「傍聴される皆さんへ」というしおりがありますので、その傍聴規則に沿って、ご対応していただきますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次第の通り開かせていただきたいと思います。

参考人として、今日は議長、および議会事務局長、現在の議事係長、当時の議事課長にお越しいただきました。よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、まず冒頭にですけれども、私の方から、基本点について、お尋ねをさせていただきます。議会事務局については、2点あるんですけれど

も、1回に言ってしまうと分からなくなってしまうので、1点1点、質問させていただいて、ご回答いただきますようお願いしたいと思います。

まず、議会における議員の基本的権利としての発言の自由という問題です。言うまでもなく言論の府として、議会の機能を発揮するために不可欠最大の要素と考えます。市民の要求を取り上げて、議員が活発旺盛な発言をすることこそ、議会の生命だと思います。

ただし発言は、何を言ってもいいというわけではなく、会議のルールに基づく一定の制限が保障されるのは当然のことだと思います。まず議長の許可を得ること、さらには、発言時間を守ること、これは大前提の問題だと思います。その上で、自由な発言をするわけですが、先ほど言いましたように一定のルールがある。そのルールとは何なのか、制限されてるものは何なのか、その点についてまず冒頭にお聞きしたいと思います。

議会事務局長（西野 恵） 議会事務局の西野です。よろしくお願いします。

議会事務局職員には、議員から提出された一般質問の内容を、審査する権限はございません。事務局職員が確認できるのは、会議規則等に基づく形式的事項に限られます。

例えば、提出先が議長となっているか、質問方式が分割・一問一答が選択されているか、答弁者が記載されているか等、所定の様式の要件を満たしているかといった事項になります。

そのことを前提とした上で、ご質問の「自由な発言が制限されるものは何か」ということでございますが、例えば、地方自治法第132条には、「普通地方公共団体の議会の会議、または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と記載されていますし、甲賀市議会会議規則第55条では、議長の議事整理権の1つとして、第1項で「発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない」、第2項では「議長は発言が前項の規定に反すると認めたときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる」等の記載があります。

また、民法には名誉毀損や侮辱、プライバシー侵害などの記載がありますので、これらの法や、規則に抵触する、また抵触する恐れのある場合には、議長の命により発言が制限されるのではないかというふうに認識しております。以上です。

委員長（山岡光広） はい、ありがとうございます。また、ご質問もあるかもわかりませんが、後ほどお願いしたいと思います。

2つ目はですね、私たちも後にいただきましたけれども、審査対象議員となっています糸目議員から提出されました質問通告書に問題があるというのが請求人からの指摘であります。質問通告書に対する対応は、議会事務局としてどうであったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議会事務局長（西野 恵） 1つ目で答弁させていただいたことを踏まえて、所定の

様式を満たしていることを確認し受付したあと、一般質問の許可をされる議長にご相談させていただいたというふうに確認しております。以上です。

委員長（山岡光広） 特別に、対象議員に対して、議会事務局から何らかの対応したということではないと。質問通告そのものが所定の様式に則っていたということですね。それを確認したと。了解しました。

それでは関連しますので、議長についても一緒にお聞きして、のちに一緒に質疑をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。それでは、議長にお越しいただいていますので、よろしくお願いします。

議長（戒脇 浩） まず冒頭、委員の皆様方には、閉会中にもかかわらず、こうして審査会に、第4回まで来ていただきましたこと、お礼を申し上げたいというふうに思います。

また皆様方、普段から議長職に対して最大の敬意をお払いをいただいています。委員長におかれましては、私よりもキャリアも長いし、年齢も上であるにもかかわらず、最大限の敬意を払っていただけてますことにも、お礼を申し上げたいというふうに思います。

その上で、本日、私は聞き取り対象ですので、委員の皆様方には、言葉が必要以上に飾っていただく、また遠慮していただく必要は全くないかと思えますので、そういったおつもりで、お聞きをいただければ、平易な言葉でお聞きをいただいても全く結構かと思えますので、そういった形でご質問いただければ、ありがたいなというふうに思っています。

なお、議長の所感みたいところにおいては、少し答えを差し控えさせていただくところもあるかと思えますけれども、その可否に関しましてはまた委員の皆様方で、ご判断をいただいて、もう少し踏み込むべきというようなことがあったらまたそのあたりも含めてご指摘をいただければ、ありがたいというふうに思いますので、限られた時間ですけど、どうぞよろしくお願いします。冒頭にお時間いただいて、申し訳ありませんでした。

委員長（山岡光広） はい、ありがとうございます。

それでは、請求事案の1つは、質問通告書にも問題があると。なおかつその質問通告書に基づく本会議での議論も問題があると、こういう請求事案に対する指摘ですので、議長に4点についてお尋ねをしたいというふうに思います。1点1点、お尋ねしますので、よろしくお願いします。

まず、請求人からは質問通告書、および本会議での発言内容は、政治倫理基準第3条第8号に抵触すると。こういう指摘をされているわけですが、先ほども議会事務局長が申されていまして、質問通告書を受け取ったあとの対応、議会本会議での対応について、議長としてどういうふうに認識されているのか、考えておられるのか、この点まず冒頭にお伺いしたいと思います。

議長（戒脇 浩） まず考えというのか、時系列も含めて、対応をしてきたことをご報告を、お答えをさせていただきたく存じます。

2月8日に、質問通告の受け付けをされています。8時30分に、受け付けが事務局でなされました。

その後、事務局の方でも、先ほど事務局長がお答え申し上げました通り、通告の様式は満たしているけれど、少し気になるところがあるというようなことで私の方に、まず私が、きちんと全部読み込むまでに連絡をいただきました。その上で、通告書を読んで、ここは私の感覚になりますけれども、あまり好ましくないというふうに感じたことは、内容的にございました。「好ましくない」というか、「少し危ないな」というのが感じですかね。ということでした。

で、その中身に関して、会計検査院から指摘を受けた報道があったというようなことがありましたので、この報道を私、その段階では認識をしておりませんでしたので、この報道がどういうものなのか、まずそれを、何か分かる方法はあるだろうかということで事務局と相談をしまして、確か当時の総合政策部だと思いますけれど、そこから、その報道はこれだろうと、はっきりは分からない、誰も分からない、ご本人しか分からないわけですが、この可能性が一番高いだろうねというような形で、その民間の会社が、会計検査院から、補助金、補助金か交付金か少し定かではないですけれども、それに関する不正受給があったというような、新聞報道がなされたコピーを、手に入れました。

ただ、それでは、私の認識では、いわゆる何も、会計検査院から指摘をもし受けたとしても、例えば、不服申し立てってということもあるかもしれないし、報道をそのまま鵜呑みにすることは間違いだということに思っていますので、その段階では本人とお話をしないといけないという認識になりました。

しかしながら、ご本人さんが、少し何日かにわたって市内を離れておられるということが分かりましたので、その中で、2月12日が本会議の3月定例会初日でありましたけど、ここまで、11日の祝日、広聴部会でご本人も広聴部会委員でありましたけれども欠席で、市内商業施設でアンケート調査を広聴部会で行っていただいたのが2月11日の祝日でございました。その日もお休みでしたので、そこまではご本人と接触を取ることができませんでしたので、2月12日の本会議終了後に、糸目議員と初めて話をさせていただいたというところでございます。少し長くなって申し訳ありません。

この段階では、対象議員を議長室に来ていただいて、議長室でこちら側は私1人で話をさせていただきました。のちのち、この1人で話をしたことがあまり正しくはないということは感じるようになってきましたけれど、この段階では、事務局がする仕事ではない、私の責任においてやらなければならない仕事、また副議長においても同様で、副議長にご迷惑をかけるような案件ではない、議長が処理しなければいけない案件というような思

いが強くございましたので、1人で対応をしました。

のちのち、誰かに聞いておいてもらったほうが良かったと、それが正しいあり方やというような形で考えるようにはなりましたが、この段階では、そういった意味では一人でした。

まずは、当該の内容が、民間の方、個人の問題が前提にあることっていうことが、私の判断の中では好ましくないというふうに思いましたので、この質問自体を取り下げることにはできないだろうかというようなサジェスションを相手に対して与えました。また、それが不可能な場合においては、修正をしていくっていうようなことが必要かというふうに議長としては認識するけれどもというお話をさせていただきました。

しかしながら、対象議員は、自分のこのあり方ってというのは、何ら間違ったところはないという思いが、あまりにも強くて、すべてにおいて物別れに終わったというようなことでありました。

その段階で、民間の一般市民の方のことを議場で述べるにあたっては、最大限の敬意を払うこと、特定をしないことっていうことはこの段階でも確認をいたしております。

その段階で、対象議員曰く、1問目の質問の中で「甲賀市内の自治振興会・まちづくり協議会の会長」っていうふうに書いてるけれど、これでは絞り込みができていて対象が誰かっていうのが分かっていくのではないかっていう私の指摘に対しては、「自治振興会かまちづくり協議会か一方の名前しか、一方の名称しか出さないと、数が少なくなる。自治振興会とまちづくり協議会を並列で並べることによって、23だと思えますけれど、数に広がるから、より絞り込みがしにくくなると。だからあえて、自治振興会・まちづくり協議会、どちらか分からないけれども、会長っていうような形に絞り込まないために、こうして書いてます。最大限の注意を払っています」ってというのが、対象議員の明確な返事だというふうに、この部分は、すいません。私の記憶ですけれども、明確に記憶しています。

また、3番において、3番目の質問においては、その会長が公金の不正受給をしたというふうに、断じています。この断定していることは、新聞報道だから断定することは間違いではないのかというふうに、私の方が指摘をいたしました。その段階で、その会長個人が不正受給を真正面から認めているので、この問題に関しては、何ら問題はないというのが本人の感覚でした。

以上が本人とお話ししたことです。

なお、この通告書のあり方については、まずは一般質問が市の行政事務に関しての質問であることっていうのが、もうこれはお約束です。この点に関して、もう少し不備があれば、そのあたりをお話しできたんですけど、前提がいかなる好ましくない状態であっても、結果的に質問は、市当局の考え方はどうかとか、市の対応を市に対して聞いている、質問の形式はそ

うなっていますので、その部分においては、議長として差し止める等の要件には当たらないというふうな判断を、この段階ではした次第です。すいません。話が長くなってしまいましたが、その形でよろしゅうございますか。

委員長（山岡光広） 可能ならもう少し簡潔にご答弁いただけると。書いたものがこちらにないので、今議長から聞き取りをした内容を、それぞれの委員が踏まえて、これからまた質疑をかけるということなんですけど、あまりにも多い説明ですので、なかなか書き取れないということもありますので、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、2つ目に関して、お尋ねをしたいと思います。請求人からの指摘は、糸目議員による、今回の一連の発言は、政治倫理基準に反する行為と指摘をされています。ただ、議長の許可を得ての発言と、こういうふうになっています。その点で、議長の所見について、関連すると思いますけれども、改めてお尋ねしたいと思います。

議長（戒脇 浩） 先ほどは申し訳ありませんでした。先ほども、少し踏み込んでしまいましたけれども、質問の形式が、市の一般行政事務に対する質問という形に整えられておりましたので、その段階で、私が質問自体を許可しないというような選択肢はございませんでした。あくまでも議員の権利ということの方が、議長の権限、議事整理権の権限の範囲外だというふうに判断しましたので許可をしたということです。以上です。

委員長（山岡光広） はい、了解です。関連しますけども、そのことを踏まえて、議長の許可を得ての発言ということになります。じゃあ、実際に本会議での質問の中で、議長としてどういう対応をされたのか。3番目は、この点についてお尋ねしたいと思います。

議長（戒脇 浩） 一問一答形式でございましたので、少し前のために、しっかりと聞くべきということは当然前提としてありましたので、そういった形で聞かせていただきました。途中何度か口を挟む場面があったというふうに自分の中でも思っていますし、会議録でもそういうふうになっています。

どこかの段階で行き過ぎた発言があれば、訂正させる、止めていただくというようなところを、これは私の感覚ですけども、ある意味では模索しながら聞いていたということが事実であります。

しかしながら、やり取りの中でここがポイントというところで止められたかどうかというところは、少し自分の中では、忸怩たる思いがあるのも事実であります。

議事整理という意味においては、お答えになってるのかどうか分かりませんが、そういった形で、正しくない発言には、即座に対応するというようなつもりで、その時間をそういった時間にしていたつもりであります。以上です。

委員長（山岡光広） ありがとうございます。

皆さんの意見を聞かせていただく前に1点だけ。議会事務局からの発言と、先ほどの議長の発言に、ちょっと食い違うというか、補足すべき点があったらと思ひまして、お尋ねします。

議会事務局の方からは、質問通告書を受け取りました、所定の様式に則って書いていますので、それを議長に見せたということなんですけど、議長からは、所定の通告の様式は満たしている点はあるけれど、少し気になる点があるというふうにして、補足して議長に渡されたと。こういうふうに、議長は受け取ったと、こういうことをおっしゃったと今思ひます。

その点、そういう事実があったのかどうか、その点ちょっと補足して、お答えいただきたいと思ひます。事務局長どうぞ。

議会事務局長（西野 恵） すいません。先ほどの2つ目の質問の時に、1つ目の答弁のところで法に抵触する、あるいは抵触する恐れがある時には、議長の命によって、その発言が制限されるのではないかっていうふうなところをお話しさせていただいたと思ひんですけれども、そういった懸念がありましたので、議長の方に、このことをお伝えさせていただいたということで聞いております。以上です。

委 員（山岡光広） 当時、今現在の事務局長が局長ではなかったわけですので、せっかく来ていただけてますので、当時議事課長だった、今現議事係長、どうでしょうか。その経緯について、何か補足することがあれば。どうぞ。

議事課議事係長（平岡鉄朗） 今、局長が申しましたことが、まあ、すべてと申しましか、そういった経緯でございますけれども、内容的には、深く踏み込んだということではなしに、今回の件に限らずですけども、一般質問の通告が出てきた場合には、ここはちょっと法的な部分ですとか、一般的に社会通念上という感覚で見ても、という判断で、ちょっと気になるんですけど、というようなことの判断の上で議長にお見せするということはございますし、今回のケースについてもそういったことであったと認識しております。

委 員（山岡光広） 了解です。

そしたら今、議会事務局および議長の方からお答えいただいた内容も踏まえて、委員の皆さんから自由に質疑をしていただきたいと思ひます。どなたからでも結構ですので、どうかよろしくお願ひします。

はい、西村委員どうぞ。

委 員（堀 郁子） 4点目は。

委員長（山岡光広） 失礼、すいません。もう1つありました。先ほどのやつとも関連します。議長は市の当局の考えを聞く、これが質問だということなんですけれども、4点目にお聞きしたいのは、総合政策部長に聞く、相手は総合政策部長だったんで、総合政策部長に聞くべき質問の内容なのかどうか。この点は私自身が疑問に思ひますので、この点についてどうかお尋ねしたいと思ひます。

議 長（戎脇 浩） まず戎脇議長という形の判断になろうかというふうに思ひます。

一般的に、また別の方が議長だったら、少し違うのかもわかりませんが。前段の部分の、必要不必要っていうところはさておき、先ほど申し上げましたように、形式が、本人がこの人に聞きたいと言った場合に、それを拒否できる権限が私には議長としてないというようなことが大前提の考え方としてございます。

で、一般事務の部分、今が正常でないのかどうかという判断は、今、私がすべきではありませんけれど、本人の言葉で言うところの自治振興会・まちづくり協議会を正常化させたいというような思いの中で、正常化させるために、総合政策部が何らか動くべきだと思うがどうかというようなことを尋ねること自体は、何ら間違っていることではないので、この形で聞きますという確認を事前にしています。その状態をもって私は、それが正しくないから認めませんとか、やめなさいとかっていうような権限はない、というふうな判断をいたしました。以上です。

委員長（山岡光広） はい、了解です。

失礼しました。4点目は事前に通告をしているのに、4点目を走ってしまいました。

それでは以上、議会事務局および議長に対してお聞きしたわけですけど、これらの点を踏まえて皆さんからご意見いただきたいと思います。ではまず西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） 議長および議会事務局の皆さんありがとうございました。

大きく2点、確認させていただきます。というのも、その前提として、先日の24日の対象議員の弁明の内容を踏まえて、弁明を聞いた認識と今のご説明とちょっと違う部分があるので、もう一度お伺いしたいんですけれど。

1点目は、通告書の修正という点です。

前回対象議員に対しましては、通告書、私が申し上げたのは、この「会長が、交付金の不正受給をした」という、不確定な要素を断定する通告書を出した経緯という点について聞かせてもらったところ、記憶にある限りでは、何か手続き上通告書が修正できなかったという旨の発言を対象議員がされておりました。

しかし、その場では対象議員に対して再質問もしなかったんですけど、そういう対象議員が修正を申し出をされた経緯とかあったのかと。そもそも修正は、私はできるという認識なんですけれど。その点について、お伺いしたいなというふうに、手続き上の。

委員長（山岡光広） はい。まずそれで。事務局長どうぞ。

議会事務局長（西野 恵） 対象議員の方から、一般質問の修正をしてほしいということで、事務局の方に来られたことはないというふうに聞いております。

修正は、先ほど議員がおっしゃられた通りに修正できます。一般質問されるまでの間であれば修正できますし、ただし、執行部の方の答弁調整もさ

れておられますので、そこは執行部との答弁調整の中で、しっかり協議しているかということで修正は可能であるというふうに認識しております。
以上です。

委員長（山岡光広） 議長どうぞ。

議長（戎脇 浩） 引き続き同じ質問に私の立場からお答えをしたいというふうに思います。

まず、今の修正の可否ですけれど、今事務局長申し上げましたように可能です。

可能ですけれども、1つは、軽易な文言の修正ではなくて、例えば内容が少し変わるということでしたら、通告期間であれば1回取り下げて再度通告し直すという形になりますので、順番が変わるっていう部分はございます。

当該議員は、初日の8時半ということで「くじ」に参加して、というような形で通告をされてますけれど、それが1番だったか何番だったかは、ちょっと今、覚えてないですけれども、いずれにしても、何日か後であればその後何人もの方が通告されてますので、その後になるというところは、1つございます。

通告の修正の可否っていう部分においては、そういったところがあるかどうかというふうに思います。

で、今のもう1つ西村委員が今お尋ねの中で、おっしゃった部分においては、先ほど私触れました通り、少し当該議員がそのように答弁されたとしたならば、そこは私が聞いているのは、ご本人が認めておられるから、この部分に関しては何ら問題がないと判断をしてるというようなふうに、聞いていますので、少し第3回の聞き取りの内容と少し違いがあるかなっていうふうには思っています。以上です。

委員長（山岡光広） 西村委員。どうぞ。

委員（西村 慧） はい、ありがとうございます。通告書の修正についてもう少し踏み込んで状況をお伺いしたいんですが。議長がご紹介いただいたとおり内容の大きな変更があれば順番が変わるところ、私も承知しているんですけれども。当時議長がお話しされた中で、内容が変われば、これは順番が後になるから。それについては、それが嫌なのではないかそれなら変えたくないというような、そういう趣旨のやり取りはあったのなかったのか。お伺いしたい。

議長（戎脇 浩） 明確に、順番のことでのやり取りはなかったと。これはメモがないので記憶に頼るしかありませんけれども、順番が変わるから修正はないというような選択肢ではなかった。そういった形ではなくて、修正する必要がない、全く自分からは何ら間違った通告をした覚えはこの中に1つもないという確信的な思いは感じました。だから、私の修正には、一切、応じる必要がないということ、っていう言葉、これはもう明確に、覚えてい

ます。以上です。

委員（西村 慧） それでは2点目について。先ほど議長のご説明の中であつたものと重複するんですけど、再度ちょっと大事な点ですので、確認させていただきたいと思います。通告書の3番に、「その会長が公金の不正受給をした」というふうに書かれているのは請求書にも書かれている通り不確定な要素ではないかというところで問題視をされていますけれども、今、議長のご説明の中では、議長とのやり取りの中では、もうご本人が、認められているのでという説明があつたので、議長もこれについては、そのままで通告書として認めたというふうには、理解させていただきました。

その上で、この公金の不正受給というのは、国の公金であつてですね、市の自治振興交付金であつたり、そのようなことについて公金であるというような話は全くなかったと、いうようなところでよろしいか。この公金の不正受給というのは、国のその、新聞報道にあつたものだけ、という認識で議長も受け取られていたのか、というところをもう一度お伺いしたい。

議長（戒脇 浩） 今おっしゃった通りで、報道にあるのは国の公金であると。市の公金について、何らかも今のこの段階で、通告書の段階で、市の公金というものについて、言及することは私もしておりませんし、本人もしてないと。あくまでも報道にあつた公金、報道にあつたことがこの3番までは前提としてあるというところですよ。以上です。

委員長（山岡光広） 他にありますか。はい。小倉議員どうぞ。

委員（小倉 剛） 先ほど委員長からもございましたけれども、最初には事務局から、ちょっと気になる点というのを、もう少し、気になる点を、何やったのか、どの部分やったのかっていうのを具体的に教えてもらえませんか。

委員長（山岡光広） 局長どうぞ。

議会事務局長（西野 恵） 個別具体的に、ここの部分がっていうことではなくて、全体を通して気になった、懸念があつた、ということでお聞きしております。以上です。

委員長（山岡光広） 福井委員どうぞ。

委員（福井 進） 議長にお尋ねします。4番目のところに絡んでですが、通告書の中身についてはずいぶん気にもして、基本的には市当局に問うような形、正常化に向けて問いたいというような内容で出てきたったということやったんですけど、再質問の中に、政策部長が「自分は答える立場にない」というような、再質問の中で言うと、正直、そもそも部長に聞くべき内容でない部分というか、答えられないような質問がだんだんあつたのではないかと思うのですが、その時のことについて議長の思いをお伺いします。

委員長（山岡光広） 当時の進行で議長が聞いておられた時のことですか。

再質問のどの部分というのがもしわかれば、指摘していただいたら議長も答えやすいと思うんですけど。

福井委員、どの部分かいうの、わかりますか。

申請書にありますので、そのページ数で言っていいただければ。

委員（福井 進） 4 ページの下のところ、「極めて日本語的におかしなことを言われたと思うんですけど云々」という質問を部長にされてて、答弁もされています。そこらへんから、何度も結構再質問が続いていったような気がして、部長が答弁に困るというか、部長として答えられへんというような感じの質問が、結構感情的に糸目議員がされてた。

委員長（山岡光広） その点は、後に当事者が来られますので、当事者がどういう思いでという部分はお聞きしたいと思うんです。

当日議事進行していただきました議長としてどうであったのかと、こういう点で議長にお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

議長（戒脇 浩） いちばん最初の段階で申し上げましたように、言葉正しいかどうかわかりませんが、正しくないところは即座に止めるということは頭の中にはずっとあったということは事実です。

答弁者が困るかどうか、これは普段から、ほかの方の質問でもそうなんですけれども、例えば再質問になってないから止めるっていうことは、今までの議長から比べると私の議事進行は圧倒的に多いというのは皆様方ご承知のとおりだと思うんですけども。

一つは、少し質問になってないなというふうに感じる、正し再問ではないなって感じるところでも、答弁者の様子を見てスムーズに答弁ができそうであれば、これは極力お認めをするべきというふうにも思っていますので、そのまま流していると。

質問自体があまり正しくない形で行われて、答弁者がそれに窮するというようなそぶりが見えた時には、ここは止めに入るところと。ていうのが私の日常的な判断基準であります。

そのうえで総合政策部長は、窮していたかどうかはわかりませんが、各部長さん方皆さん何らか責任をもって答えなければならないというような前提で行動していただいていますので、そういった中で、困ってたかもしれないけれどもスムーズに手が挙がっていたというところ、感じ取っていたというように記憶しています。

なかなか、一問一答のやり取りの中で、そんな中で言うと、本当に言葉が、絶対本会議場で言うてはならない言葉だったとかいうことであればいざ知らず、そうでない限りはなかなか、場面場面で、効果的に止められてないっていうのが、どの方でも同じですけども、今回当該事象の場合でも同様だったというように記憶をしています。ちょっとお答えになってるかどうかわかりませんが、すいません。

委員長（山岡光広） はい、どうぞ。

委員（福井 進） 本会議での一般質問の時に、議長からやったら一番よく見えると思うんですけど、傍聴が結構多くて、糸目議員にも傍聴席からのなんか、

思いかわかんないですけど、そういうような感じを背負いながら再質問をするような形やったし、そんなんは市民の代弁者やねんでいつものことやと思うんですけど、当然やと思うんですけど。

何ていうかな、進める議長がずっと思いを、こういうふうに、もし不適切なことがあったらいつでも止めやなあかんなと思いながら、ずっと質問の間されてたっていう緊張感も含めてやねんけれども、そういう、何ていうかな、実際に言うて、ぶっちゃけて、傍聴席からの何ていうかな、視線というかそういうなんを議長自身も相当感じておられたんとかやうかなというように、それが議事云々やのうて、そんなふうに思っています。

質問したいのは、これ、こないだ対象議員に、こういう点はおかしいん違うかなというように、結構質問したけれども、あまり響かずに、場合によっては同じようなことを質問した時どんなふうに止めるのか、というように、それが大事なポイントやというふうに感じているところです。そういう意味でいうとみんなが議長の許しを得て、という形で進む本会議の中で、振り返りやのうて今後というか、もし同様の場合やったら、こういう点でこうすべきやと今考えておられるようなこととか、もしあったら、その点を議長にお伺いしたいです。

委員長（山岡光広） 今後のこと聞いてんの。今の事案に対して、その対応について議長に聞いているのか、今のことをふまえて、今後どうすべきやというふうに議長に問うてるのか、その意味がもう一つわかりませんねけど。

委員（福井 進） 今後というか、同じようなことが起こった場合、今回の経験も含めて、こんなふうにすべきやなというように、今思っておられる、今後あったときの対応という点について。はい。

委員長（山岡光広） それは懇談会やったらいいですけど、今審査請求が出されて、その審査請求事案に対する質疑をやっているということもありますのでね。

私が言いたのは、当日、2月の27日の本会議で糸目議員が発言をしました。糸目議員は議長の許可を得て発言をしました。議長はそれを議事進行されています。その議事進行がどうであったのかと、問題であったのかどうか、議長曰く、もし問題があったら発言を止めるということは考えていたというような主旨の発言だったんですけども、そういったことに言及して、質問していただけますでしょうか。

今後どうすんのかというのは、ある意味、この審査会が終わって、議会としての一般質問のあり方、議員としての質問のあり方を今後どうすんのかというのは、自らの問題、つまり議員全体の問題として今後考えるべき問題なんで、いま議長にそれを問うべきことではないと思うので、繰り返すようですけども、当日のことについて、もし言及があれば、お聞きいただいたらと思うんですけど、どうでしょうか。

委員（福井 進） 自分らの仕事の答えを議長に求めていたみたいな感じで。それでしたら、当日の進行の振り返りの中で、こういうときは議事録なんかを

見てこの点でこういうふうにするべきやったて、もし今考えおられることがあったらお伺いします。

委員長（山岡光広） それだったら答えられる範囲内だと思いますので、議長。

議長（戎脇 浩） まず先ほどにあった傍聴席の話でありますけども当日の。それはもう単純にたくさん来られてるなというような、ただの感想。これはもうあの福井議員の時にいつもおいでいただいてる方々、お顔も分かってますし、他の議員でも地元の方がおいでになったりとかっていうことはよくありますので、今回もたくさんおいでになってるなと。ただ普段より多いのと新聞記者等も見えてましたので、そういったところで関心が高い、ある意味ではよりきちんと議事整理を図らないといけないってというような思いになったのは事実であります。傍聴席がらみは以上とさせていただきます。

その上で今の振り返りですけれども、端的に言うとなん点も、もう少しタイミングが遅れたかなっていうような部分はあります。どの部分っていうことを言えということでしたら言わなくてもいいですけども。ただ、それは当日もうまく議事整理がうまくできなかったという思いは当然持っていました。

それから、先に会議録を見てから感じたことと、ここやったなっていうのはあるところもありますし、会議録を見たら、あ、ここも感覚的までは至らなかったけど、会議録を見たら、この点もちょっと当該議員の言葉が過ぎてたのではないかなというふうにも思ったところもあります。一致したところと一致してないところとありますけども。いずれにしてもかなり精度の高い整理ができたっていうような認識は全くないです。はい、以上です。

委員長（山岡光広） はい、副委員長どうぞ。

副委員長（堀 郁子） すみません、まず議会事務局長と当時の議事課長のほうにお伺いさせていただきたいと思います。

全体として懸念があるっていうふうに議長に相談をされたっていうことですよね。その懸念はきっと質問されるまで一般質問されるまで、ずっと考えておられたのではないかなというふうに想像するんですけども。

議長にそのようにご相談された後、議長が対象議員とお話しをされたりとか、そういうふうなタイミングでどうだったのかとか、気になってらっしゃったろうというふうに考えるので確認をされるであるとか、今後どうされるんですか、というようなお話をこの期間されたのかどうか、また、どういうふうに考えておられたのかどうかという点をお伺いします。

議事課議事係長（平岡鉄朗） 今おっしゃっているのは通告が出される前から気になっていた部分があったかどうかということでしょうか。

副委員長（堀 郁子） いえ、通告を出されて、その後、前局長のほうで議長に全体として懸念があるということを相談されましたよね。その後からです。

やっぱり私ならずずっと気にはなるので、その後どうなったんだろうとか、

いうふうに尋ねたりとか。尋ねるまでもなく、何かこう考えられてたりとか。そういうことがあったのか、なかったのかというところです。

議事課議事係長（平岡鉄朗） おっしゃるように、ご相談をさせていただいてから、先ほど議長からお話ありましたように、議長と当該議員さんとのお話し合いになられたと。そのあとにつきましては、議長のご説明にもありましたようなことを事務局としても、議長どうでしたかというような確認はさせていただいて、まあ、こういう話やったわ、ということはお聞かせをいただいております。

副委員長（堀 郁子） 聞かせていただいたということで。じゃあ、お聞きされて、それは大丈夫なのかとか、何かこう、さらに懸念を持つというようなことはなかったのか、また、先ほど局長からお聞きしたところでは、所定の様式を満たしているかだけは確認をします。ただまあ、懸念があって伝えた。でも、いろいろな法律とか条例とかに照らして、無礼な言葉であったりとか名誉毀損など抵触するものは議長の権限で停止できる。なので、事務局としては、なかなかそこは停止っていうところまではできなかった、というふうな判断だったのか。

それ以上に事務局で何か言う、この時点で何か言うということが、できるかどうかを探るということはなかったのかどうか。

委員長（山岡光広） 事務局としての仕事の範疇になっているのかどうかということですけど、ちょっと違うと思うんですけど。局長どうぞ。

議会事務局長（西野 恵） すみません。先ほども冒頭のところでお伝えさせていただいたとおり、議会事務局に一般質問の中身について審査する権限はありませんので、常に、議長の方にご相談させていただくことはあったとしても、議会事務局から議員の方に、この質問についてはどうですかとかいうようなことをお伝えすることはありませんし、中身について踏み込むこともございません。以上です。

委員長（山岡光広） 副委員長どうぞ。

副委員長（堀 郁子） じゃあまあ懸念があって相談はしたけれども、その後をそんなにまあ、議長から結果を聞いたけれど、その後を懸念があっても何かっていうことは、ちょっとできないという判断っていうことの理解でいいですね。

わかりました。すみません。このままで、ちょっと議長にもお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長（山岡光広） 確認しますけども、議会事務局として、議員から提出された質問等について、様式に沿っていれば、それはそこから、例えばここ直せ、とかいうことはないということですし、それはむしろ言うに逸脱した行為になるということは確認した上で、議長にお聞きしていただきますように。

副委員長（堀 郁子） はい、わかりました。先ほど議長のほうから、西村委員の質問のところで、市の交付金に言及するというふうには通告の段階で思って

いないということのお話があったかと思うんです。3番の通告の3番だったと思うんですけれども。

読みますけれども、「自治振興会・まちづくり協議会は市からの交付金取扱団体であるが、その会長が公金の不正受給をした。会長職を継続するのは不適切と考えるが市当局の考え方はどうか」っていうところで、この公金については、国の公金であるので、市の交付金にまで言及するというふうには考えなかったっていうところなんですけれども。でも、この国の公金を不正受給した。で、言えば、会長職を継続するのは不適切っていうふうに話を持っていつてはりますよね、この通告で。で、そこ自体がやっぱり市の交付金云々っていうところの言及がなかったとしても、つなげてるっていうこと自体は問題なのではないかなというふうに私は思うんですけれども。

その時にも、いろいろと議長は注意もされたりとか、されているんですけれども。でも、ここで「これは止めないといけないな」という判断まではいかなかったという、最終的にはそういうことだったと思うんですけれども。そのの、この文章を読んで、どういうふうに感じておられたのかっていうところをお伺いしたいです。

委員長（山岡光広） 議長。

議長（戒脇 浩） まず「公金」ということに関しては再確認しますと、先ほどの答弁のとおりであります。国の公金っていう。だから、一般論としてあるように、一回泥棒した人はずっと泥棒なんか、こっちで泥棒したらこっちでも泥棒するというようなことは、世間一般、井戸端会議で、立ち話でそこらでそんな会話が行われても別にその会話が罰せられるわけでも何でもないんですけれども。それを例えば公の場で、今の場合で言えば議場でそんなような発言をすることは、これはもうまったく好ましくないということだろうというふうに思っています。人権問題でもあろうかというふうに思います。

ある意味ではそんなことが行われることは想像すらしていなかったっていうのはあります。だから当該議員が本会議場でその発言をした、結果的に会議録を見たら、国の公金の不正受給をしてるんやから、市の交付金も何らかの不正があっても不思議じゃないから調べるべきっていうような質問をされたと、会議録上になっていると皆さんご確認いただいていると思うんですが。

先ほど福井委員の質問にもあったところでいうと、そこがうまく聞き取れなかったっていうのが私のいちばんの大きな反省かもしれないなというふうには思っています。その「公金」、ただ「公金」というのがその段階で、本会議場で「公金」って言った「公金」はあくまでも国の「公金」の話しか当初からしてませんでしたので、国の「公金」の話をこれは言ってるんだろいうなというふうにその段階では確信が持てなかった。市の「公金」っていうふうに言った確信が持てなかったので、その段階で口は挟まなかったというところなんです。後からよくよく読んでみると、明らかに市の「公金」

のところに踏み込んでいるというように読み取れるんですけど。聞いた瞬間は、どっちやろうっていうふうに、頭の中がぐるぐるぐるっと、なりましてけども、確信が持てなかったので即座に止めに入ることはできなかったというところですよ。

少し話逸れましたけども、この通告の段階でその市の「公金」っていう部分に踏み込んだような会話をした覚えはないです。全くそれに関して、当該議員はここに書いているように、国の公金であったところで何であったところで、とにかく不正を働いた人物が会長職を続けてるということは、おかしいんじゃないかという、それを市に聞くんやから何ら問題はないと。ていうご本人さんの強い意志でしたので、それに対してこの質問は認めませんというような権限が議長にはないというふうに私は判断いたしました。以上です。

委員長（山岡光広） どうぞ。

副委員長（堀 郁子） わかりました。そういうふうな中でだというふうに思うんですけども、議事録を確認していただいて5ページ、サムネイルの8ページのところですけども、対象議員の糸目議員が調査するべきですっていうような話の中、最後のところで、この会長を継続するというのは極めて不適切だと、その疑いを晴らすことができればいいんですが疑いがある段階でやはり適切ではないと考える。

市当局としてはどう考えておられるのかお答えくださいっていうような質問をされるんですけども、今おっしゃったような考えのもとで、こういうふうな質問は適切だというふうに思われてそのまま、なかなか止めるっていうことは難しいというふうに先ほど議長おっしゃっておられたので私もそうやというふうにすごく思うんですけども、ただ止めにくかったのか、ただこの質問に対して、どうやというふうに思われてそのまま、よし、だというふうに思われて、答えを出すように、総合政策部長を当てられたのか、ちょっとそこだけ伺いさせてください。

委員長（山岡光広） はい議長。右下のところに5と打ってるところです。

議長（戒脇 浩） 日常的にも、答弁者が即座に手が挙がるのかどうかっていうところは1つの判断基準で日常的に持っているんで、その部分はあったというふうに思います。1つは思います。

決して質問が正しいとか正しくないとか私判断すべきではないのかもしれないですけども、ただこの質問自体が、好ましくないというふうな言葉で申し上げたいと思いますが、改めて見るとそんなふうに思いますけれども。議員個人の責任において行う質問として、100%この質問は不適切っていうことではないというふうに改めて読んでも思います。あくまでも「私はこう考えるが市はどう考えるねん」ということですので、私はこう考えますと、答弁者が言えば済むことですから、議員はそんなふうに考えるかわかりませんが私はそんなふうには全く考えませんと答弁者が答

えれば済む話なので、成り立たない質問だというふうには思いません。成り立つ質問だというふうに思います。以上です。

委員長（山岡光広） はい、どうぞ。

副委員長（堀 郁子） わかりました。

そのようなお考えで進められたということを理解しました。

先ほどの議会事務局の局長と係長に聞いた点と同様の部分にはなるんですけれども、議長が当該議員とお話された後、こういう話であったということを事務局に伝えられました。そのとき、議長として、その後いろいろな話をお伺いしてずっと、やっぱり質問があるまで悩んでおられたということはお伺いを以前にさせていただいてたんですけれども、その時点で事務局に話をされました。そして、その後何か相談をしようとかそういうふうには考えられなかったのかどうかをお伺いします。

委員長（山岡光広） はい、議長どうぞ。

議長（戎脇 浩） 再度時系列に戻らせていただきますと、2月の12日に、初日に議長室で本人と話をしました。

結果は、たぶん言った通りやと思いますが「取り付く島がないわ」というような言葉で、中島局長及び平岡課長には申し上げたような記憶がございます。記録はありませんけれども。

その後、今のこの質問に関して、皆様方ご承知のとおり、弁護士事務所から私の自宅に、この質問が少し問題だろうというような形で、書面が届きました。

自宅に届くのが私はいかななものかと思ったので、すぐさま弁護士事務所にお電話をさせていただいて、こういった書類は、個人宛なのか議長宛なのか、議長宛であれば議会事務局にお送りをしていただくべきものというような形でどちらですかというようなこともお尋ねをいたしました。そして議長宛ですということでしたので翌日、2月の20日に議会事務局に私の方から渡して正式受付をしています。

この段階でも、個人を特定することの不適切さですとかっていうことのご指摘も弁護士事務所の方からもありましたので、そういった部分に関して本人とも再度話をしています。

そのたびに、事務局とはきちんと座って会議をして中島局長、平岡課長と会議をしたっていうような、記憶はあまりないですけれども、報告はさせていただいて、とともに、言葉で言うと正しいかどうかわかりませんが、「何とか止められへんかなあ」と、「止められる方法ないかなあ、ないよなあ」っていうような会話。自分で相談して「何かないかな、ないわな」っていうような、こんなような会話はしていたような記憶がございます。

中島局長からは、当時の局長からは「そうですねないですね」と、「そんな方法は、いい方法はないな」っていうような、こんなような会話は相談というか、こんなような会話は何度かした記憶がございます。以上です。

委員長（山岡光広） よろしいですか。

ちょっとこの質問のポイントになる部分、今副委員長からも言われました。質問通告書にもありますし、請求事案の請求書にも記載されていることですが、非常に大事だなというふうに思いますのは、自治振興会・まちづくり協議会は、それ主語ですよ。市からの交付金を取り扱う団体であると。それもその通りですよ。

その会長が、公金の不正受給をしたと断定してるわけです。この公金は、繰り返すようですけども、市の公金ということではないっていうことも確認をされています。

この会長が公金の不正受給をしたっていうのはここで書いてるだけで、私たちがその事実を確認したわけではありませんので、そこに言及するということではありませんけれども、会計検査院が指摘をしたと。それが新聞報道でなされたという事実だけしかありません。仮にそれが事実であったとしても、その事実をもって、いわゆる市の交付金に不正をしたっていうふうに質問を展開するっていうのはちょっと無理からぬ話というふうに私は理解をするんです。私も議員ですので、そういうふうな形での展開は難しいというふうに思いますけども、その点は議長はどうお考えなんでしょうか。はいどうぞ。

議長（戒脇 浩） 今委員長おっしゃったのと同様の思いです。そこを結びつけるべきではない。

委員長（山岡光広） そしたらもう1つは、「その会長が公金の不正受給をした。」と、こうやって断定してるわけですよ。請求事案はこの不確定な要素を断定的に論じてると、これは問題だという指摘です。

もう1つは、質問通告にありますように、その会長職を継続するのは不適切と。市当局の考え方はどうかという質問通告になっています。

この質問通告が本当に正しいというか、総合政策部長が答えられる、答えうる質問通告になってるのかどうかという点はね、ちょっと疑問っていうふうに私は思うんですけども、その点はどうでしょうか。議長どうぞ。

議長（戒脇 浩） 私の判断は先ほど申し上げたのと少し繰り返しになりますけれども、対象議員は「私はこう考える」と。それは誰かが否定すべきものではなくて、私がこう考える、そうですかという話だろうと思います。それに対して市当局はどう考えるかという問いです。

これは私、成り立つと思ってるんです。私自身は。それは先ほど申し上げたように、おのずとその答弁は誰が想像しても、私はそう思いませんという、当該議員が、質問者が、どう思われようが勝手ですが、市当局としては、不適切だとそこを結びつけるべきではないと思いますという答弁が返るしかない。もうそれはもう想像したら、だれが考えてもそういう答弁が返るだろうというふうには思いますけれども、そこで完全に質問と答弁は成り立つというふうに思っています。今でもそう思ってます。

委員長（山岡光広） 了解です。今議長がおっしゃったように、答える側、答弁する側の総合政策部長が、毅然と、「私どもが答える範囲ではない」と、こういうふうに答弁をすれば、それはそれで終わる話ですよ。

ただ実際のやりとりは、その答弁に対して「極めて無責任だと思います」と、「極めて無責任なご答弁をいただきました」、答弁に対するこういう発言をして、それでまた発言を続けるというようなことになっています。

この点は、請求事案、請求者からも、そういった対応がいかなんか。議会の品位を損するということにもつながるのではないかという指摘があるんですけども、その点はどうでしょうか。はい、議長どうぞ。

議長（戎脇 浩） その点が不適切かどうか。また、議会の品位を汚している、貶めているかどうかというところの判断は、最終的に委員の皆様方に、私の方からも、諮問をお願いしているような状態ですので、私の見解は差し控えたというふうには思います。

ただ、今もその部分の会議録、何回も見てますけれども、このあたりで少し、この3番の質問がかなり広がりを見せてきたというのは、当時も感じていましたので、これが正しかったかどうかは少し私の中でも、あんまり正しかったとは思ってないんですけども、この「無責任な答弁いただきました」の後に、例えば何らかの他の役みたいなふうな質問につながっていきましたので、このあたりから、少し止めに入るといような準備というのか、何らかの形で止めないとという意識は働きましたので、市の役とは一体何を指しますかと、その職はなんですかと、かっているというふうな、少し議長として議事整理に入って、最終的には、この広がりを抑えるようなところでこれ以上の質問は、この部分においてはこれ以上の質問は、認めないというふうな形で申し上げたというふうなところ。今の答えをもって、答えとさせていただきたいというふうには思います。

委員長（山岡光広） 了解です。議事録を見れば議長がそういうふうに指摘をされてるというのは読み取れますので、その点はわかりました。

もう1点ちょっと角度を変えます。当該する議員は、先ほど議長からもお話がありましたように、そのまちづくり協議会・自治振興会の正常化を図りたいと。ここが思いなんだと、狙いなんだということを事前のお話の中であったということです。そうならばね、それは甲賀市内の諸々あります、自治振興会・まちづくり協議会が、いろんなところで不正常が起こっていることなのかどうか、特定のところで不正常な状態になっているのかどうか。

もし仮に特定のまちづくり協議会・自治振興会ということであれば、結局発言する狙いはそこにあるのではないかと、いうふうには思うんです。その点はどういうふうにご理解されてるのでしょうか。はい、議長どうぞ。

議長（戎脇 浩） まず前提の20幾つの自治振興会・まちづくり協議会が、みんな上手くいってるかって言うと、なかなかご苦労いただいとるところが多

いという私自身認識であります。

そんな中で、今この質問に関しては、あるまちづくり協議会・自治振興会、というようなところを聞き取りの中でも指しているということはもう明確でありましたので、その部分は確認をしています。

ただそれが1つのピンポイントでこのまちづくり協議会この自治振興会、とかってというようなところであったとしても、それであるがゆえに、質問として認めないというようなところにはならない。ってということです。

好ましいか好ましくないかではなくて、質問を認めるか認めないかっていう判断で言うと、認めざるをえないっていうふうには判断しました。

委員長（山岡光広） ちょっと私の聞き方悪かったんかもわかりませんが、対象議員が、この問題、この質問を取り上げる最大のポイントは何かということ言えば、今言うてるように、公金の不正受給云々とかいうことではなくて、その地域の、自治振興会・まちづくり協議会の正常化を図りたいと、いうここにねらいがあったんだということを、事前の話し合いの中で言われたわけです。

そうすると、私が思うんですけれども、当然のことながら、あえて質問は、本来ならば、特定をして質問するわけですよ。

ところが、逆に不特定っていうか特定をしないで、特定をされないようなやりとりをしてくださいっていうようなニュアンスのことをお話をされたっていうところにね、もうそもそも矛盾があるのではないかって、私は思うんですよ。

その点はどうかかっていうことをお聞きしたかったです。はい。

議長（戒脇 浩） 委員長おっしゃるとおりのところはあろうかと思います。

ただ、その質問の組み立てが、記憶ですのでそのとき話した言葉をそのままお伝えできてかどうかは少しわかりませんが、この組み立てが、今言った正常化が目的であれば、その公金の不正受給とか、その会長さんのあり方やとか、そんなことは関係なく、正常化を図るために、市が何ができるのかっていうようなそういったような質問であるべきっていうことは前段の段階でも申し上げました。

ただ、今の場合は、現会長が会長職にいる限りにおいては、正常化は図れないというふうに思っていますと。だから、この部分は不可欠ですと、いうようなことでした。

そうである中で、今委員長おっしゃるような名前を出してということになると、最初から個人を特定して、市民の方を攻撃するというような内容になりますので、だからこそ、個人を決して特定しない方法でやってくださいということになりましたし、本人もそれはそうならないように、もうそんなことを言われんでもわかってますという、こういうことでした。以上です。

委員長（山岡光広） はい。私も議員ですので、議員として質問をするときに何を求

めるのかっていうことは当然考えた上で、質問の組み立て、本番に臨むわけですね。で、そのときにこの請求事案の2のところにありますように、間接的な要素を複数列举して、個人を特定し得るような状況を作り、個人攻撃とも捉えられるような発言を行ったと。これはアウトだと。これは違反ではないか、という指摘ですよ。

で、そういうふうに指摘をされてるんですけども、先ほど繰り返すようですが、私が言ってるのは、ある意味ピンポイントで質問したかったというところからしたら、あえて特定のところに集中するのは逆に言うたら当たり前のことではないかと。ただね、ただ質問する側にとってみたら、その事実、質問するその材料等に不足していたので、結局よそのことの事案を持ってきて、こっちがグレーやさかいに、あるいは黒だから、こっちもグレーではないか、黒ではないかと調査するべきではないかという、こういう論法を組み立てて質問をしたと。ここに無理からぬ質問であったのではないかというふうに、私は思うんです、同じ議員としてね。反面教師としてそういう質問はしたらあかなというふうな思いで、私は思うんですけど。その点から言うと、この請求事案のところにある2のほうのところはある意味特定するように、まあある意味全体が組み立てられてるのではないかというふうに思うんですけど。その点はどういうふうに議長としてはどういうふうに感じられますか。

議長（戒脇 浩） 特定、前段階では、この質問の組み立ては、当該議員ご本人さんは確信を持って、何ら間違っていないと。自分は、正しい形で組み立てをした通告をしてるということでした。

これを、今委員長おっしゃったように、「こうあるべきではないか」とか「当然こっちであるべきではないか」という思いは、私も議員の1人として質問するときに委員長と同様にいろんな組み立てを考える中で、この通告書を見たときにも同じ様に「こうあるべきではないか」というようなことは考えました。先般全協で次の9月定例会に向けて一般質問はこういうふうな形でやってほしいと議長として思っていますというようお願いをさせていただきましたけども、その段階でも、「通告書のこういう形は必須です」、それと共に、「戒脇議長としてはこういう形で質問をしてほしい、課題把握をきちんとこういうふうにしてほしい」とかいう思いを述べさせていただきました。と同様に、これもだから「こうあるべきではないか」という個人的な思いは様々ありますし、一部そういう話を少しはしたような記憶はありますけれども、かといって、議長として「この形は必須条件でダメです」っていうところに至らない限りは、本人がこれでいくと、こちらはある意味では修正依頼ないし取り下げ依頼というようなことをしても、「これが私は正しい」というふうになった限りにおいては、議長権限において修正を行うということは不可能であるというふうに判断してます。以上です。

委員長（山岡光広） 了解です。ちょっと時間が押してますので、最後にですけれど

も。2月27日本会議が終わりました。その後議長が当該議員に対して何らかの対応をしたのかどうか。その点はどうでしょうか。

議長（戒脇 浩） その後は、先ほど申し上げましたように、私一人で対応するには少しもう限度を超えているというようなところから、瀬古副議長および中島議会事務局長、平岡議事課長に可能な限り同席をいただいて話をさせていただいています。

正式な会議録ではないですけど、文字起こしを早々に議会事務局に指示をしながら、それを確認したところにおいて、不当に私的に流用されている、これがたぶん市の公金を指しているだろうとかいうようなことが容易に想像できるというようなところとかもありましたので、週が変わりますけれども3月2日、一般質問2日目に、糸目議員に対してこのあたりのことを自主的に訂正されてはいかがかと、いうことの打診を行っています。

訂正時期としては、3月4日、一般質問の最終日までがまず一つ。そこからはまあ委員会に移り休会に入りますので、その後は3月18日しかないよと。まずは3月4日の一つの目安とする、次は3月18日の閉会日の本会議で。あくまでも本会議での発言が必要かとなってきますので、謝罪とか取り下げではなくて、訂正および、少し思いが言葉が足りなかったのかという意味でしたというような部分の発言でも、まあある意味では特別に認めるので、本人から何らかのことを発するべきではないかというのが私の思いでしたので最大限伝えましたが、その段階では拒否でした。

またその後、3月3日にも同じような明日が一つのチャンスですよ、ということはお知らせしました。当日も、3月4日もお昼にお話をさせていただいています。それから、そのあと3月18日までの間に数度、ないしは直前にも、もう最終チャンスですと、18日が最終チャンスですということは前日にもお話をさせていただいているというところです。以上です。

委員長（山岡光広） ちょっと関連するので、できれば会議録に載せたいので。その後全員協議会で、この問題について自由な発言を求めるということで、そういう機会があったと思うんですけども、それは議長の計らいということでしょうか。まあその中身は概略で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

議長（戒脇 浩） 3月18日を越してしまいましたので、全員協議会はその日でしたので、その日にそういった対応はできかねましたけれども。3月18日の全員協議会においてもこの問題に対する発言を行った。今記録がなくて。発言を行った覚えがございます。その上で、4月27日の全員協議会で、今委員長おっしゃったような各議員からこの質問に対するいろんなそれぞれの思い、感想を、自由な発言をいただいた。合計が11名の方からご発言があったというふうに私のこれメモですけども。そんなふうに思います。これに関してはやはり100%法的に何がどうかということよりも、甲賀市議会の常識がどこにあるのか、というところがここで示すことがで

きるのではないかなと。今の場合20数人が喋るわけにはいきませんが、議長・副議長を除けばほぼ半数ぐらいの11名の方が、まあ口々にそれぞれの感想を述べられたと。ほぼほぼやっぱりそんなに正しいやり方ではなかったねと、だから今後自分たちもまあある意味では気を付ける一つ
の材料となりました、というような皆さんのご発言、およそそういうような流れのご発言だったというふうに感じています。これがまあ、甲賀市議会の、ほとんどの感覚だということをご本人さんに示すことができたというふうには思っています。けれどもまあその時に本人は係争中なのでコメントはしないというようなことの発言だったと記憶しております。

委員長（山岡光広） はい、ありがとうございます。この請求事案に至る経過の中で、請求人から今の全員協議会での発言のことについても述べていただきましたので、あえて議長からもその点についてお聞きしたということです。他に何かお聞きすることありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（山岡光広） ないですか。

それでは、これをもちまして第1部の議長および議会事務局の皆さんへの聞き取りを閉じたいと思います。ご足労いただきありがとうございます。

ちょっと5分間休憩させていただいて、第2部ということで総合政策部のほうに移りたいと思います。どうもありがとうございました。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時15分）

委員長（山岡光広） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

それでは第二部として、当時の総合政策部長であった現監査委員事務局長にお越しいただきました。また担当課長にもお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、対象議員の質問との関係で、関わるということがありますので、最初、私の方から3点お尋ねをさしてもらってそれにお答えいただいて、その後、委員の皆さんから質疑をさせていただくということです、ご了解いただきたいと思います。

まず1つは、対象議員がですね、先ほどもありましたように質問通告を出しました。質問通告は、所定の様式に沿って出したということです。

その質問通告を出して以降、対象議員とどういうやりとりをされたのか、この点についてお尋ねしたいと思います。どうぞ。

監査委員事務局長（吉川 寛） 当時、総合政策部長をしておりました吉川でございます。よろしくお願いします。

今、ご質問いただきました質問通告後の対象議員とのやりとりでござい

ますけれども、私としては、一切しておりません。

通常、一般質問等の通告をいただいた後には、答弁調整というふうな形で確認をするのは、次長課長の方で全てしてもらっておりますので、私の方から、対象議員とのやりとりがあったということは一切ございませんでしたので、やりとりについては、具体的にあれば、当時の担当課長でございました築島のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願い致します。

委員長（山岡光広） それでは課長、よろしくお願いします。

市民活動推進課長（築島照和） 市民活動推進課長の築島です。

一般質問の通告が出て以降ということですが、対象議員から、質問の通告が提出された後は、本会議の質問ということで、議会側で正式に受け付けがされたということでしたので、担当課として答弁内容を正確に作成するということが、質問趣旨の確認ということを目的に、連絡を行いました。やりとりの内容としましては、質問の趣旨ですとか、それから確認事項について、事務的な確認を行ったものであります。

ですので、答弁内容を変更させるとか、そういった調整などは一切、当然行っておりません。担当課としては、議会对応として通常行っております範囲の中で確認を行い、その内容を踏まえて、答弁案の作成をしたというところであります。以上です。

委員長（山岡光広） はい。それとの関連ももちろんありますけれども、答弁協議をすると、答弁協議の場合は、質問の趣旨を明確にするということですし、議員にとってみればそれは大事なことですし、答弁する側にとってみてもこれも大事なことだと思えます。つまり、かみ合う議論をどうしていくのかってということやと思います。その点で、2つ目にお聞きしたいのは、この質問通告は、総合政策部長が答弁する内容ではないというふうに、そういうやりとりを、事前の協議の中でね、答弁協議、調整の中でそういうやりとりはなかったのかどうか、課長にお伺いしたいと思います。

市民活動推進課長（築島照和） 当該質問につきましては、内容を見てますと、自治振興会、それからまちづくり協議会の担当所管部局であるやはり総合政策部の方で答弁することが適当であるというふうに判断をしました。これあくまで受け付けが正式になされたので、この答弁作成を前提に取り組みましたので、総合政策部で答弁書の作成をするということで、取りかかりました。ただですね、部長答弁にもありましたように、市民活動推進課の所管業務でありますこの自治振興交付金ですとか、それから自治振興会、まちづくり協議会に関すること以外のご質問につきましては、行政、市としてお答えしかねるといったことはお伝えをさせていただいております。

委員長（山岡光広） ありがとうございます。もう1点は質問通告にもありますし、今回事案の中心的部分になってるんですけども、いわゆる国の公金を使って、やったことに対して、そこに不正があったということで、会計検査院

から指摘をされているわけですがけれども、その会計検査院が指摘した事件について、当該する課長としては掌握をされているのかどうか、原課として、独自に調査をされたのかどうか。その後、まちづくり協議会との関係について聞き取りをされたのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

市民活動推進課長（築島照和） 公表されております会計検査院の指摘内容につきましては、公開されているホームページ上の情報などを通じて、把握、確認はいたしております。ただ一方でですね、会計検査院による指摘事項そのものについて、担当課として独自の調査を実施はしておりません。また本件について、市民活動推進課から相手方への公的な聞き取り調査、そういったことも実施はしておりません。以上です。

委員長（山岡光広） ちょっと確認したいんですけども。いわゆる会計検査院が指摘をしたっていう新聞報道、私たちは新聞報道を知ることによって、それはまたネットで知ることによって、情報として得ているわけですが、今、課長が言われた公開されているというのは、ホームページで公開されているのは、何をもって公開されてるということなんでしょうか。

市民活動推進課長（築島照和） 新聞報道もそうですけども、会計検査院のっていう内容でしたので、会計検査院のホームページを検索するとですね、それが公開されているということで、内容について市民活動推進課としても把握をしたところです。

委員長（山岡光広） それは知ってるけれども独自で調査したわけではないということも先ほど述べていただきました。

それでは皆さんから、質疑していただきたいと思います。西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） 監査委員事務局長及び課長におかれましてはお忙しい中、ありがとうございます。いまの委員長のご質問と関連する部分もあるかと思えます。先日24日に聞き取りを行った対象議員の発言も踏まえて、大きく4点、簡潔にお伺いしたいというふうに思います。

1点目はですね、これは今回の一般質問の趣旨という部分をどのように理解をされてたかというところで、もう一度お伺いしたいと思います。

先ほどの議長の聞き取りの中でもですね、本人は議長のお話の中で、今の当該会長が会長を務める団体の中、正常化を図りたいという旨の趣旨を話されてたようです。私が聞かしてもらった限りでは、役員の任免に関する課題を言われてたのかなというふうに私は聞き取っておったんですけども、何か答弁を作成されるにあたって、対象議員とお話する中で、趣旨としてはどのような趣旨の質問であると、最後はどのような趣旨でこの通告を出されているのかなというところを、認識されたのかについてお伺いしたいと思います。

委員長（山岡光広） 1点ずついきますので、どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 趣旨につきましては当該議員とのやりとりの中で、

まず我々の答弁作成をするにあたって、議員からの質問に対して正確な事実関係ってことも把握をしないといけませんし、責任あるその答弁を行う責務がありますので、事務方としては、答弁作成の準備過程として、例えば新聞報道のことですとか、本市の事務との関連性の確認をした事実はあるんですけども、これはあくまで内部的な事務手続き上の情報の把握ということではあるんですけども、実際その自治振興会の状況について、当該議員がご心配されてるっていうことも、聞き取りの中では伺った中で、それであれば、最初と2つ目の質問とかは、これ関係ないんですよというようにやりとりはさせていただいた記憶があります。答えようがないといえますか、そういったことは、その場でやりとりをさせていただいたと思います。

で、あとの罷免のことですとかあるいは、規約に何かこう、会食のことを書いたらどうやとか、そういうことについては、一定回答はできると思うんですけども。ちょっとその関係のない質問の1つ目、2つ目は、ちょっとこれは筋が違うというような話はさせていただいたというふうに記憶しております。以上です。

委員長（山岡光広） 西村委員、どうぞ。

委員（西村 慧） わかりました。ちょっと関連して、2点目になるんですけど、前回24日の対象議員の発言の中のやりとりの中で、無責任な、実に無責任な答弁であるというような趣旨の発言を、自分の発言で言われてまして、それはなぜかという中で、私の記憶によると、役員の選定であったり、罷免に関する市の関与について、当然のことながら、住民自治組織でありますので、市は関与できない。というようなところを当時の総合政策部長が答弁をされている中で、「今までの本会議以前の市の姿勢と違った答弁であったので、実に無責任な対応であるというふうに発言をした」と申されておったととらえています。という、裏を返すと、答弁調整とかの中において、市が一定、住民自治組織であったとしても、その役員の罷免任命に関しては、一定の関与をするとかであったり、今後指導するというような趣旨をされていたにもかかわらず、総合政策部長が、市の権限はないと判断されたので、無責任な発言をしたというふうな趣旨を述べられていたんですけども、ちょっとその事実について、担当課としての認識というか、経緯をお伺いしたいというふうに思います。

委員長（山岡光広） 課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 部長答弁にもありましたように、やはり自治振興会・まちづくり協議会っていうのは、あくまで住民自治の主体、皆さんで、自主的に設立運営をされている組織というところは、終始申し上げているところで、それについて、何かこう、議員さんが議会でもおっしゃってましたけど、市が働きかけて作れ作れと言った振興会・団体であれば、もう少し関与すべきだっていうことは、同じように、答弁作成の調整にあたってもおっ

しゃっていました。ですが、それは、うちも弁護士相談させてもらってる中で、それは確かに交付金も交付してるし、10年後20年後の地域を支えるにあたっては、自治振興会は大事ですよということで、働きかけをしたのは事実です。ですが、設立したのはやはり皆さんということは一貫してこれは変わっておりませんし、そのことを伝えさしてもらってますので、そこは行政との境界線っていうか、そういう話は、しっかりさせていただいたというふうに思っております。

委員長（山岡光広） 西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） というと、大事な点なんで確認なんですけど、そういう今のご説明であれば、一般質問、本会議の発言までにおいても、今後関与していきますとか、今後ちょっと姿勢を変えて、住民自治組織に対応を一層強めていきますというような旨の発言は課長も部長もされていないという認識で、よろしいですか。

対象議員は、それが今までと流れが違うようになったので、実は無責任だというようなことの旨を述べていらっしゃるんですけども、その点について伺います。

委員長（山岡光広） 部長どうぞ。

監査委員事務局長（吉川 寛） 私の方は先ほども申し上げましたように質問に関しては、対象議員との調整は一切会話等も含めた中でしております。会った時の挨拶ぐらいはさせてもらってますけども、一般質問の通告を受けて以来、当日までの間にこういった答弁調整というふうな、質問についての一切話はしておりませんので、私の方から、そういったことを発言することはありませんでしたってことは明言させていただきます。

委員長（山岡光広） 課長、どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 自治振興会等規則でもありますように、住民自治というところを大事にしながら、その一定、行政との境界を意識しながらの中で、必要な支援等をさせていただくということは書かれております。その中で、住民自治を侵害しない、自立性を損なわない範囲ということでのアドバイス、というとおこがましいんですけども、他市の事例であったりとか、例えば規約についてのご相談やったら、こういう事例もありますねとか、そういったところはもう少し、個別に対応できるところもあるかもしれません。この支援というところのあり方については、もう少しお話をした記憶はありますし、かといって住民自治を損なわないという範囲の中での、お伝えさせてもらったというふうに思っております。

委員長（山岡光広） 西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） わかりました。4点て言いましたが3点です。

最後にちょっと細かい点です。今、課長がご説明いただいた中で、あらかじめ対象議員と話している中で、所管課以外の答弁はできかねますみたいな言われたとおっしゃってたんですけどね、普通のことなんですけれど

も、何かお話の中で、所管課を超えるような、想定をされるような、かつ発言ということがあったということですか。

委員長（山岡光広） 課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） すいません。そういう意味ではないです。あくまでこのタイトルにあります自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事に対する市の対応についてというタイトルの中ででしたら、もう受け付けができてい以上、どこが市の中で答弁を作るかって言ったら、まあ総合政策部だろうという判断ですので、ただ、我々もこれ本当に、受け付けた以上、もう答弁を作るモードになるんですけど、ちょっとそれはどうなのかなというふうには思っていました。

委員（西村 慧） わかりました。

委員長（山岡光広） はい、他に。小倉議員。

委員（小倉 剛） 2点お願いします。まず1点目なんですが、この一般質問は通告書が出されて、答弁協議をする以前に、当該議員もしくは地元の方がご相談にこられたのか。こういう事実があったのかなかったのか、まず、教えてください。

委員長（山岡光広） 課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 今の当該振興会さんの関わりの中で、以前からそういうご相談といいますかそういう話で、お伺いはいたしております。

委員（小倉 剛） 当該議員からはなかったですか。

委員長（山岡光広） 課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 当該議員はですね、あんまり記憶ないです。市民の方が来られてるケースはありましたけど、それは、立ち話というか、そういうので会話したりとかっていうのはありますけど、あんまりこの答弁の前に、そういつてカウンター越しでしゃべったりとかっていうのは、あんまりした記憶はないです。

委員長（山岡光広） 小倉議員どうぞ。

委員（小倉 剛） 2点目なんですが、当然、課長ないし課長補佐ないし係長が答弁を作ってやると思うんですけど。それができて、あと副市長を含めて、答弁協議を全体でされると思うんですが、その中で何かご指摘があったとかいうことはございましたか。

委員長（山岡光広） 部長どうぞ。

監査委員事務局長（吉川 寛） 庁内の答弁協議においては、特段これをこうしなさいとかそういうなところはなかったかなというふうに思っております。まず当然、担当の方から答弁が上がってきた段階で私のほうも確認をさせていただいた後に、最終的に副市長との庁内調整にかけますので、これだけということではありませので数多くの質問がございますので、その中で特段指摘をいただいたというふうなところの記憶はございません。以上です。

委員（小倉 剛） ありがとうございます。

委員長（山岡光広） いいですか。他にどうですか。副委員長どうぞ。

副委員長（堀 郁子） 今の小倉議員の質問に関連するんですけども、当該議員から前に、この3回目の折にお聞きしたときには、何度も言いに行ったというふうな旨があったんです。でもそれは、今のお話ではなかったという理解でいいのか、立ち話はあったかもしれないというふうにおっしゃったんですけども、その時の記憶とかで、こういうのが問題なのではないかっていうようなお声掛け等があったのかどうかというの、もしあれば、お伺いしたいというふうに思います。

委員長（山岡光広） 課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 先ほど言いました立ち話といいますか、何か例えば総務常任委員会とかに私らがスタンバイしたときに、ちょうどいらっしゃったときに、お話とか聞いたりとかいうことは記憶にあるんですけど、これに関してといいますか、むしろ市民の方が、熱心にご相談に来られた記憶の方がありますので、議員がですね、個別についてというのは、それはすいません、少しかけ違いがあるかもしれませんが、私の中では、あまり印象ないといいますか、そういうふうに思っていないです。というのは、ちょっと言い方が失礼かもしれませんが、立ち話というか、こんな事態ありますねとか、というような話はあるかもしれませんが、世間話で言うたら失礼になるかもしれませんが、実際こうこうで、こういう事態で困ってるんだとかいうようなことはむしろ市民さんの方がおっしゃってたかなと思う中で、我々も、中立というのは非常に難しいんですけど、お話聞いて、共感とかそうですねとか、いやそれちょっとどうですかねとか、なかなか発言も非常に難しいです。というのは、反対の意見とかいろいろありますので、そういった中での対応も非常に苦慮してたなという記憶のほうがあるので、議員さん個別についてということでは、他の議員さんと同じぐらいの頻度といいますか、この前はありがとうございましたとかそういう流れでお話している中の1つぐらいしか、私には記憶にはないです。

委員長（山岡光広） 副委員長どうぞ。

副委員長（堀 郁子） では、今のご答弁をお伺いしていると、世間話ってというようなものはあった。その中で、そういう話があったかもしれないけれどもそれはもう世間話の範疇ってというようなことの理解でいいですかね。

委員長（山岡光広） 課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） ちょっとお伝え方が難しいんですけども、議員さんとか他の方でもそうですけど、こういうことあるねとかいう話は、いろんな場面であるかなと思いますので、そういったことで、今の地域の実情とか、そういった現状ですよ。そういったところの何か確認といいますか、こういう状態ですねとかいうことの話はさせていただいてるかなと思います。

委員長（山岡光広） 副委員長。

副委員長（堀 郁子） もう1点、当該議員から、会計検査院のというふうなだけではないかと思うんですけれども、資料的なものをね、答弁調整の中で、見せてもらったというお話もあったんですけれども、それはどうでしょうか。

委員長（山岡光広） 課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） はい。先ほど言いました会計検査院の公表してる、ホームページ内で。新聞記事もそうでしたけども、その公表しているホームページの資料について、ご提示させていただいたのは、先ほど言いました答弁の作成にあたっての過程ということでお示しをしましたけども、それ以上の情報は当然我々知りませんので、誰もが入手できる資料ということでしたので、そこで確認をさせてもらったところです。

委員長（山岡光広） どうぞ。

副委員長（堀 郁子） 当該議員は、そのような情報を見せてもらった。

その上で、こういう質問をするということで、課長とか当局として部長も含めてですけれども、自分自身が思っているようなことを同様に思っているというふうに判断をしておられたようにお伺いをしました。なので、本会議とそれまでとが違ふというふうにお話をされて、ああいう失礼な発言に至ったというふうに思うんですけれども、そこに至ってはそういう話し合いの中で、答弁調整の話し合いの中で、当該議員と話を合わせるではないですけれども、そのようなやりとりというようなものがあったのかどうか、お伺いします。

委員長（山岡光広） 課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 先ほどの市民さんでもそうなんですけど、向こうさんとしてはここで一方的にこう話をされる中で、だめだっていうときはしっかり否定はするんですけども、感想といいますかどう感じるかというところでは、そういう意見もありますねとか、そういうことがありますよねとかいうところで、一旦聞く、最初から聞かないんじゃないしに、やはり答弁調整っていう段階でもありますので、その中で、闇雲に否定ということはなかなか難しい状況ではありますので、同調なり、そうですかというような、うなずいたり、そういう行為は当然していると思いますので、それが同じ思いだというふうに繋がっていると判断されているのかもしれませんが。

副委員長（堀 郁子） わかりました。

委員長（山岡光広） ちょっと関連しますけど、対象議員に対する弁明及び聞き取りとの関係で、ちょっと気になる点がありますのでお聞きします。

その前にですけれども、総合政策部長が本会議で質問に対する答弁を述べておられます。ここまでは事前に確認された口述だろうと思いますけれども、そののち、再質問をかけています。再質問は、普通の場合ですけど、こういう再質問が出てくる可能性がある。Aパターン、Bパターン、Cパターンと。そういう再質問に対してはこういうふうに答えようということで、

それはあくまでも想定問答ではありますけども、そういったことをご準備されるのは当然のことだというふうに思うんです。

今ここで議事録を読ませていただく限りの質問、当初の質問と答弁で、対象議員の再質問に対する答弁関係については、当初、どういうふうに言われようという再質問っていうふうに準備をされたのかどうか、その点は部長どうでしょうか。どうぞ。

監査委員事務局長（吉川 寛） 一問一答を5ついただいでる中で、一番初めの質問なんですけども、これが、当初、通告書でいただいていた内容とは若干違った質問だというふうに私は聞いてて、理解をしました。

そこで、初めの段階で議長の方からも、答弁の前に少し確認をされてる部分があったんですけども、そこで、当初準備をしていた質問内容を、そういうのは準じてるんですけどもそのまま読んだわけではなく、なるべく、議員が当日、質問された内容に少しでも近づけるような回答にしなければならぬかなという思いもございましたので、1つ目については大きく内容については変わっておりませんけども、当初予定してた答弁をそのまま読むような状況にはなかったなというふうに考えております。で、この後、通常再質問いただくことなんですけど、当然、いろんなことを想定をしておりましたけども、この質問自体は、そもそも個人のことにについて質問されてるという通告をいただいておりますので、そのことについて、当然把握してないというふうなものと答弁でございましたし、その内容でございましたので、その辺については一貫して、特定の個人についてのものは把握をしてないということが前提にございましたので、それを再質問の中で、お答えをしていると。当初の新聞報道については承知はしてるけども、それが個別具体的に聞いた話までは承知をしていないということが大前提にございますので、そのことをお伝えするがために、再質問について、その辺をどういうふうにお答えしようかなという形で考えながらお答えしたというふうな記憶はございます。

委員長（山岡光広） ありがとうございます。それでですけれども、対象議員が事前の協議を踏まえて本番に臨むにあたって、自分の思いとちょっと違ったっていうことを、実際に述べておられます。その1つは、会計検査院の指摘事項。この点について承知してるのかどうかということについては先ほど副委員長からもありましたように、むしろ関連の資料を当局からもらったというふうに本人は述べておられます。ですから、当然のこととしてその点については承知をしていると、しているはずやと。ところが、実際には、「新聞報道は見ておりますけれども」っていうような形で、部長は答弁されてるわけです。そのことに対して、ちょっと事情が違うんじゃないかということで、対象議員は述べているわけなんですけれども、その点は事前の答弁協議等の中では、どこら辺までこう話をされてるんですかね。要は、会計検査院による不正の指摘これは知ってると、そのことはここに今、手元に

この資料があるという程度のことなのかどうか。対象議員はそのことを指摘してあるわけですので、それはどうかということなんですけど、どうでしょうか。

市民活動推進課長（築島照和） 事務方と答弁協議するにあたっては、先ほど言いました事実の確認、答弁を作るにあたって、正確に作成しないといけない中で、確認をした。その中で、それについてでしたら、この今出てる資料とかっていうところの新聞報道ご存じでしたので、そのあたりをお示しさせていただいたっていうことですので、聞き取りをしてる市民活動推進課は、答弁を作るにあたってなんですけど、それと、実際その答弁、公の場で答弁する場っていうのは、これまた別問題かなっていうふうに思ってるんです。ですので、それは、市として、議会という場でしっかり話す場合については、やはり、全体の質問からしても特定されてるわけではないですので、答弁としてはそういう形になるので、それはきちっと聞き取りをしている方が議員と、聞き取りをしてない発言者である部長との齟齬はやはりあると思う。多分そこをおっしゃってるのかなという。

委員長（山岡光広） そしたら、2点目ですけどその齟齬の2点目に、認識の違いになるのかもしれませんが、当該する対象議員はですね、いわゆる事前の協議の中では、これがいいかどうかはちょっと別の問題ですよ。話の中では、会計検査院で指摘をされたその人が、会長を務めていると。だから、その会長が務めている自治振興会についても、不正があるのではないかという指摘で、そのことに対して調査するべきではないかっていうことを、質問されてるわけですよ。このときのその質問がいいかどうかは別の問題ですけど、そういうような質問されています。で、その質問するときに、事前の協議の中で調査する旨のいわば話が出てたと。事前の協議の中でそういう旨の話が出ていたと。これは、実際に答弁された総合政策部長に伝わってるかどうかはちょっと別ですけども、本人と対象議員と、担当課の課長との間ではね、そういう話が出てたというふうに、本人は認識してるんです。だから、その認識の齟齬なのか、そこまで合意してたんかどうか、そこはちょっとなかなか推し量ること難しいんですけども、その点についての経緯がもしあれば、お話できる範囲内でお話いただければありがたいと思うんですけど、どうでしょうか。どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） あくまで、市が交付してる補助金とか、交付金ですね、自治振興交付金もそうですけども、そういった市が出してるものについては調査検討ということも当然あると思うんです。要綱なり財務規則なり、補助金要綱なりあると思いますので。ですが、今回の件について、市役所の権限をもって、公的な事実調査を行うという立場ではないですので、それは、調査しますっていうことは言ってはいいです。

委員長（山岡光広） 事前の協議の中ではそういった調査をする旨、今、課長がおっしゃるように、そもそもそういう当該することと違うので、調査するって

いうことは考えていないっていうことを今おっしゃってるわけですけど、今はおっしゃってるんですけどね。事前の答弁協議の中で、そういう話をされた記憶、或いは、例えば対象議員がそういうふうに受けとめるようなニュアンスの協議があったかなかったか、その辺は正直なところ、本人は、あったとこういうふうに述べて、だから吉川部長の答弁が、事前の話と違うやんかということで、論を立ててずっと進んでいくわけです。だから、その辺はちょっと、ポイントかなというふうに思いますので、その点はどうでしょうか。課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 市の補助金、交付金については、当然調査はできるけど、これ関係のないことですので、それについてはできないっていうことはもう一貫してたと思います。自治振興交付金を交付制にとかいうことであれば、それは、自治振興交付金を市で払ってますので、調査する権限があるというふうに思ってます。ただもう1つ部長が答弁にありましたように、仮にとか、何か仮定の話で、もしそうだったらこう自治振興交付金も不正にしてるんじゃないかとかいうような話には、お答えできないというような回答をしたかというふうに思います。以上です。

委員長（山岡光広） ちょっと繰り返すようですけど、確認しますけども、そういう調査をする旨の発言をしたっていうことはないっていうことで、私どもとしては受け取ってもいいですよ。記録に残すために。どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） あくまで市が交付する自治振興交付金等補助金等については、調査することは可能ですけども、他の交付金について調査するということはできません。する立場ではないということをはっきりと申し上げておきます。

委員長（山岡光広） いやいや、私が言ってるのはちょっと違うし、質問者、対象議員が言ってるのは、ちょっと違うんですよ。

今ここで、例えば、ここで述べられているように、自治振興会・まちづくり協議会の会長がおられます。この会長が別のところで、不正があったかもしれないということです。そのあったかもしれないから、その人がこっちの自治振興交付金を受ける、まちづくり協議会・自治振興会の会長を兼ねてるわけですよ。だから、ひょっとしたらひょっとして、ここで不正が起きているのではないかっていう指摘なんですよ。だから、改めて、自治振興会は、所管するのは市ですので、担当課ですので、調査するべきではないかっていうことを、対象議員は述べてるわけですよ。不正が指摘をされた会計検査院のことを調査するかしないか否かっていうことは、もう全く所管外なんで、そんなのは論外の話です。

私が言ってるのは、対象議員は、言葉は正しくないけど、こじつけて、ある意味こじつけて論を立てて質問されてるわけですよ。そのことに対して、対象議員は、事前の協議の中で調査するっていうふうに言わはったというふうに、会議録をきちっとまだ起こせてませんので、言葉が正確では

ありませんけれども、その旨の発言をしたと。だからそこに、事前の協議と違う発言を、当時の総合政策部長が述べられたと。だから、改めてこう追求したと、こういうことを言うてはるわけです。当時、総合政策部長がそんなことを調査することはできないというふうに明確に述べてはるわけなんで、私としてはそれが正しいというふうに思うんですよ。思うんですけども、事前の協議の中で、そういう旨の発言があったのかなかったのか、そのことを踏まえて、彼は質問してはるわけですので、そこに認識の齟齬、協議中の議論の勘違いなのかどうか分かりませんが、そういったことがあったのかどうか、話があったのかどうかも含めてお尋ねしてるわけです。会計検査院のことを言ってるわけでは全くない。はい、もう一度ちょっとその点。課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） はい、会長がどうということでなしに、自治振興交付金の今、中間監査といいますか、コミュニティ担当が入って、まず運用の仕方ですとか、適正な仕方、交付金の活用の仕方とかも含めて、それは入ってます。それについては、しっかりやりますっていうか今まで通りやりますっていうようなことは、申し上げたかもしれません。

委員長（山岡光広） 一般論っていう意味でしょうか。

市民活動推進課長（築島照和） そうです。はい。

委員長（山岡光広） 今回の事案を受けてということを対象議員から事前の協議の中で対象議員からそう言われて、調査をされると言われたかどうかちょっとそのもう一つ、今の答弁、ちょっともう一つ正確じゃないかなと思うんですけど。

市民活動推進課長（築島照和） この件を受けて調査をしますといった回答をした覚えはございません。

委員長（山岡光広） 覚えはない。はい、わかりました。あと、何かありますでしょうか。ないですか。福井委員どうぞ。

委員（福井 進） おそらく、打ち合わせをされていた部分でいうと、本会議で部長が答えてるより、事前で打ち合わせをしている課長の方が、そのニュアンスがわかるかなというふうに思うんですけど。対象議員は、自分のいるまち協の正常化を図りたいという思いやったという、それはそうやったかもしれない。本心はわからない。その裏に、さっき課長が言われた1つ目2つ目の質問というのは答えかねると、実際に言うたら、何か、そのあと、こういうことがあった報道を対象議員は議場でダーッと金額も合わせながら、発言をずっとされるわけです。ある面っていうと、逆に言うと、そこには、何ていうかな、こういう事件があって、その前に個人的な攻撃に取れるような感じというのが、今、報道で、誤報やったとしても傷つけるには十分SNSやら関係すると思うんですけど、ちょっとそういうような感じていうか、特に1つ目2つ目の質問を入れておられる中で、そんなことを事前に感じられたかどうか。答えにくいかもしれないけど、その点について、私見で結

構ですので、どんな感じにとらえられたか。ノーコメントやったら、答える立場になければいけないで結構なんですけど、1つ目、2つ目っていうのは確かに、答えられへんというか、答えかねるって感じだということですので、その点について。やりとりのニュアンスから、対象議員の思いでどんな感じに受け取られたか。

委員長（山岡光広） 質問のね、趣旨、何をこの質問で言いたいのかっていうことにも関わる話だと思うんですよ。答弁する側にとってみたらそこは大事ですし、質問する側にとってみてもその点大事ですよ。

その点がこうきちっとかみ合うような議論であればね。やっぱり議会で質問やって、答弁もらって、そのやりとり、論戦をすることによって、いわば、市民の生活、暮らしがよくなるっていうことに繋がっていくということですね。

やっぱりかみ合う議論をするっていうのが大前提だと思うんですよ。

そういう点で、質問の趣旨をどういうふうに酌み取ったのかっていうことにも繋がりますので、今福井委員の質問にお答えいただければありがたいなと思います。どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） そうですね、このご質問いただいて、その内容を事前に確認をしたところではあるんですけども、一般質問というのは本当に地方自治法にもしっかりと位置付けられておりますので、議員の方が本市に対して、説明を求めて疑問を質するというその重要な権能でありますので、そのあたりは私もしっかりと理解しております。

その中でこの自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事に対する市の対応についてという通告でしたので、このあたりについては、議会で部長とのやりとりを聞いてますと、議員の発言が個人を特定しうることですか、私生活のことに及ぶ場面があったっていうのを聞いてましてですね、一貫して部長は、自治振興会・まちづくり協議会っていうのは、住民の皆様が主体となって設立・運営している団体ですので、それを市が役員の任命権とか、そういったことを有するものではないということを繰り返し述べてたというふうに思いますので、答弁について市として介入すべき事項ではないとか、或いは詳細を把握する立場にないという、行政との関わりとの境界線ですね、明確にすることで、不適切なといいますか、議論の進展を回避するように努めたというのが、市としての対応かなというふうに思っておりますので、結果として、議員が不確定な事案を断定といいますか、そういったことについては、あくまで議員ご自身の判断と責任においてなされたものかなというふうに認識しております。以上です。

委員長（山岡光広） いいですか。いいですよ。

西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） 最後に念のため確認をさせていただきたいんですけども、自治振興交付金を所管されている市民活動推進課にお伺いをしたいと思います。

これも対象議員の24日の発言の整合性という部分です。

3ページにもあります通り、皆さんも何度も読まれているんですけども、対象議員におかれては、「こういう方が自治振興会・まちづくり協議会の会長をされているということは、その自治振興会やまちづくり協議会の交付金等々でも同じようなことが起きていないのか、当然、誰でも不安になるところ」という発言をされていて、24日には、それが果たして、国の公金のミス、不正受給をやったから、このまちづくり協議会のお金にもというところの論が成り立つのかというような質問を、委員長はじめされていた中で、対象議員としては、その事実を今も聞いているし、何個か把握をしているという旨の発言を、24日にされておりました。

で、当時の部長としては、現在のところは、そういった事実はありませんというふうに答弁をされておまして、現在もそのようなものはないというところで所管課としては、把握をされてる、何も聞いておられないのかというところを確認させていただきたいと思います。

委員長（山岡光広） わかりますかね。課長どうぞ。

市民活動推進課長（築島照和） 自治振興会・まちづくり協議会、23ありますけども、不正とか、そういったことを今、中間監査なり、コミュニティ担当いろいろ関わったりしておりますので、あと、行政監査も5月に入ったりとかしております中で、全体的にその不正とか、いうことについての報告もないですし、それはないというふうに判断しておりますし、それぞれ総会なりを行われてる中で、内部監査もございますので、市として交付してる中で、適正に対応されてるというふうに判断しております。以上です。

委員長（山岡光広） はい、いいですか。

（「なし」の声あり）

委員長（山岡光広） それでは質疑がないようですので以上をもって予定していた日程はすべて終了いたしました。

今、席外されていますけども議長及び議会事務局長、議事課長。

また、第二部として当時の総合政策部長、担当課長、ご足労いただきましてありがとうございます。

本来、議会の質問と答弁で、このようなやりとりするのは、めったにないことでございます。

大変、いろんな点でご迷惑をおかけしたかもわかりませんが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは副委員長よろしくお願ひします。

副委員長（堀 郁子） 本日は誠にありがとうございました。

本当に当時の吉川部長、また築島課長におかれましては、一部が大変長引きましたので、45分ぐらいお待たせをさせてしまいまして、お詫び申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

またしっかり、今後も私たち審査を続けていきたいと思いますので、皆様

どうぞよろしくお願いいたします。

また長くなりまして、傍聴の方も本当にありがとうございました。

委員長（山岡光広） 改めて傍聴の皆さんもありがとうございました。

議会事務局の皆さんもありがとうございました。

これをもちまして第4回の甲賀市議会政治倫理審査会を散会したいと思います。

すでにご案内をしていますけれども、次回第5回審査会は、8月の7日、午前9時半から開催をいたしますので、ご参集いただきますように、よろしくお願いいたします。

（散会 午後 0時06分）

上記記録は、甲賀市議会議員政治倫理条例第10条及び甲賀市議会委員会条例第30条第1項の規定により作成したもので、その内容が正確であることを証する。

甲賀市議会政治倫理審査会 委員長 山岡光広